

平成25年3月甲良町議会定例会会議録

平成25年3月21日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 甲良町選挙管理委員および同補充員の選挙
- 第3 議案第7号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第8号 甲良町公営住宅等の整備基準に関する条例
- 第5 議案第9号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
- 第6 議案第10号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- 第7 議案第11号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第8 議案第12号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第13号 甲良町道路法に基づく町道の構造に関する技術的基準を定める条例
- 第10 議案第14号 甲良町道路法に基づく町道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 第11 議案第15号 甲良町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例
- 第12 議案第19号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
- 第13 議案第20号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第21号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第22号 平成25年度甲良町一般会計予算
- 第16 議案第23号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第17 議案第24号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第18 議案第25号 平成25年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第19 議案第26号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第20 議案第27号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

- 第21 議案第28号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
 第22 議案第29号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計予算
 第23 議案第30号 平成25年度甲良町水道事業会計予算
 第24 議案第31号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算
 追加第1 意見書第1号 年金2.5%削減中止を求める意見書(案)
 追加第2 発議第2号 山田壽一議員に対する辞職勧告決議(案)
 第25 議員派遣について
 第26 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員(12名)

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅準備室長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設課長	若林嘉昭	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	橋本悟
社会教育課長	池田弥太郎	保健福祉課参事	片岡聡
水道課参事	北坂仁	総務課参事	中川雅博
建設課参事	坂東克美		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 宝来正恵

(午前9時09分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年3月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 野瀬議員および3番 西川議員を指名いたします。

次に、日程第2 甲良町選挙管理委員および同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

甲良町選挙管理委員に、北落の上田進彦氏、池寺の村岸啓司氏、呉竹の田中武司氏および横関の辻川絹子氏を、同補充員の第1順位に尼子の中村信彬氏、第2順位に長寺の橋本猛氏、第3順位に下之郷の西堀與一氏、および第4順位に長寺の大野政順氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、上田進彦氏、村岸啓司氏、田中武司氏および辻川絹子氏を甲良町選挙管理委員に、また、同補充員の第1順位に中村伸彬氏、第2順位に橋本猛氏、第3順位に西堀與一氏、および第4順位に大野政順氏を甲良町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が甲良町選挙管理委員および同補充員に当選されました。

次に、日程第3 議案第7号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第4 議案第8号 甲良町公営住宅等の整備基準に関する条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第5 議案第9号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この議案と、それから関連をしますので共通的な私の意見を述べたいと思います。

9号、10号、11号は、介護保険事業に関することでありまして、甲良町の町民にとっても、また、行政にとっても非常に身近で、またかかわりの深い事業であります。地域主権改革の1つの法案、法律でこの条例が町独自で定めるという方向が決まったことを受けてのことです。同時に、私たちは警戒をする必要がありますのは、地域主権という名のもとに、国の責任を、とりわけ福祉事業、サービス事業についての国の責任を地方自治体に丸投げをする、ないしは割愛をする、責任を弱める。そういう方向での動き

が盛んであります。そういう点でも地域の、本町の財政負担を圧迫するという方向がないように私たちも求めていきたいと思えますし、地域で決めたことだから地域で、その町で財政的な手当をするようにという流れにしっかりと警戒をしていく必要がありますし、この町独自で町の現状に合わせて条例を一つ一つ定めていくという方向については賛成をし、共通します。議案としても15号にも共通をしますので、そのことを述べて賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第6 議案第10号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第7 議案第11号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 11 号は可決されました。

次に、日程第 8 議案第 12 号 甲良町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 12 号は可決されました。

次に、日程第 9 議案第 13 号 甲良町道路法に基づく町道の構造に関する技術的基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、議案第 13 号は可決されました。

次に、日程第 10 議案第 14 号 甲良町道路法に基づく町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第11 議案第15号 甲良町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第12 議案第19号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

決算期の近づく点での補正予算であります。しかし、町民をめぐる経済情勢や、それから暮らしの状況など、ここに手当てを充てるということが非常に大事だというように思います。そして、予算措置の点についても特別交付金が交付をされることが明らかになり、その財源の配分についても暮らしの問題、それから農業の支援、そして、子育ての経済的負担を解消する方向などにわずかであっても、また、町民の願いを少しずつ前進をさせるという点からの手当てが必要だと思ひまして、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第13 議案第20号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論をいたします。

この24年度の補正予算についても、決算期を迎えた補正予算という限度内です。私たちはもともと介護保険についても大変利用しにくい、また、介護保険料が非常に高いということ提起をしまいいりました。この点での手当てがございません。しかし、補正予算という範囲内で見れば問題なしということで賛成討論をいたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第14 議案第21号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも決算期を迎えた補正予算であります。しかし、新築資金の滞納額が予定どおり進まないということから来る一般会計からの繰り出し、そして、この会計への繰り入れが計上されています。その点でも困難な状況は非常によくわかります。一般会計からの繰り出し分が多額に上っています。これは委員会でも審議がありました。この解消に向けての具体策、そして、私は以前から北風と南風というふうに表示をしていますが、町民への理解を求める。そして、この会計の一般会計に対する圧迫を1つずつ解消していく

方向をぜひ示す必要があるということを考えまして、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第15 議案第22号から日程第24 議案第31号までを一括議題といたします。

本案については予算決算常任委員会に付託され、審査が行われました。その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

金澤委員長。

○金澤予算決算常任委員会委員長 ただいまより予算決算常任委員会審査結果報告をいたします。

平成25年3月21日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 金澤博。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記として、審査結果。

事件の番号、議案第22号 平成25年度甲良町一般会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第23号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第24号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第25号 平成25年度甲良町介護保険特別会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第26号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第 27 号 平成 25 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第 28 号 平成 25 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第 29 号 平成 25 年度甲良町下水道事業特別会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第 30 号 平成 25 年度甲良町水道事業会計予算、原案可決。

議案第 31 号 平成 25 年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算、原案可決。

審査経過。

議案第 22 号 平成 25 年度甲良町一般会計予算。

収入の部。町民税の滞納繰越金で、個人では 550 万円、法人では 19 万 4,000 円計上しているが、個人と法人の性質の違いはとの問いに、個人住民税は納期が 4 回で納期を越えて納付されない場合、年度を越えると滞納になる。法人税は企業の決算時期が異なり、決算期を過ぎても納付がなく年度を越えると滞納になるとのことであった。

平成 24 年度特別交付税の交付見込みと平成 25 年度予算計算上の考え方はとの問いに、平成 24 年度特別交付税は、前年並みと考えている。平成 25 年度については約 3 億円を計上したが、事務段階を踏んで、最終的には昨年並みを要求したいとのことであった。

軽自動車税は増額なのに、自動車重量贈与税が減額の理由はとの問いに、軽自動車や 50cc のバイク登録は増加しているが、普通自動車の購入が減少しているため、自動車重量贈与税が減額になったとのことであった。

たばこ税が減額の理由はとの問いに、平成 23 年度に税率が上がったこと、分煙が進んだこと、若者の喫煙者が減少したことが主な理由とのことであった。

一時避難所施設耐震改修補助金 173 万 1,000 円の計画場所と補助率はとの問いに、場所は防災計画で一時避難所に指定している正楽寺公民館で、対象事業の 3 分の 1 を国、3 分の 1 が町が補助するとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

歳出の部。ホームページからも各種申請書をダウンロードできる自治体が多いが、本町の状況はとの問いに、本町でも一部申請書のダウンロードができるが、さらに充実できるように今回 300 万円の予算を計上し、操作がしやすく見やすいホームページにするよう計画しているとのことであった。

コンビニ収納システム構築業務委託に 420 万円計上されているが、その内容はとの問いに、現在は口座振替か納付書により金融機関か役場で納めて

いただいているが、納税者の利便性を図り、収納率向上にもつながるため、全国どこのコンビニでも24時間納付できるようにするためのものであるとのことであった。

保健衛生総務費の豊郷病院小児科医師確保対策負担金150万円は、何人の医師と積算の根拠はとの問いに、1名分の医師費用で、愛知犬上郡4町の豊郷病院小児科受診割合によるものとのことであった。

高齢者配食サービスの利用者はとの問いに、登録者は60人弱で、利用者は月40人前後とのことであった。

子育て支援費の子ども子育て支援事業計画の策定委託の体制はとの問いに、委託業者に任せてしまうのではなく、策定委員を13人ほど予定しているが、子育て世代の意見が反映できるよう委員選定を行い、委員会で十分協議していきたいとのことであった。

し尿処理の湖東広域衛生管理組合負担金が前年度より508万円増加しているが、その理由はとの問いに、施設維持管理費として脱水汚泥搬出設備の延命化工事分が含まれているとのことであった。

農業振興費で農業生産者指導支援員277万6,000円が計上されているが、産業課での位置づけと出勤状況とはとの問いに、生産拡大や集落の作付に対する営農指導農家とタイアップして農業振興に取り組んでもらう。週に3日の出勤であるとのことであった。

直売所出荷への補助金として、せせらぎ農産物計画出荷協定推進事業補助金等3事業が計上されているが、出荷量を増やすには少額のように思うが、補正対応も考えているのかとの問いに、実績が予算を超える場合には年間通して出荷体制をとれるように補正も視野に入れているとのことであった。

せせらぎの里こうら運営事業会計操出金2,639万9,000円の内訳はとの問いに、職員2人分の人件費約1,700万円を含む事業所費2,047万6,000円、直売所運営費142万5,000円、道の駅運営費399万8,000円、予備費50万円とのことであった。

12月議会では3年をめどに民営化するという計画であったが、3年間も一般会計から繰り出しすると大変な額になるので、平成26年度には民営化を図れるよう努力してほしいとの意見があった。

中学生海外派遣研修事業補助金として335万円計上されているが、行き先、参加人数、1人当たりの費用はとの問いに、行き先はニュージーランドで生徒10人と引率者2人で、1人当たり40万円を計上しているとのことであった。

そのほかにも質疑・指摘があった。

議案第23号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

滞納繰越金 940 万円の計上の根拠はとの問いに、医療給付費の未納調定額約 3,000 万円の 23%、後期高齢者支援金の未納調定額 950 万円の 16%、介護保険給付金の未納調定額約 540 万円の 16.63%の収納率で計上しているとのことであった。

滞納の原因について町はどう認識しているかとの問いに、社会保険加入者より国保加入者は所得の低い状況がある中、本町では国保加入率が高く、1世帯当たりの加入者も多く、所得が少なくても人数が多いと国保税は上がり、不況で収入が減り納められない方ができているのではないかとのことであった。

資格証明書を発行しない方向で考えてほしいとの問いに、平成 24 年度平均で資格証明書が 29.5 世帯で 41 人、短期証明書が 83 世帯で 155 人、発行が目的ではなく、納税相談を行い、生活状況の把握に努め、適切に対応しているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第 24 号 平成 25 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

特に意見はなかった。

議案第 25 号 平成 25 年度甲良町介護保険特別会計予算。

介護が必要とされる原因の調査はあるのかとの問いに、町独自のものはないが、平成 25 年度ニーズ調査をするため、本人の健康や家族の状況、運動、閉じこもり、転倒予防、社会参加等 8 項目について 5 期改正時に全国的にニーズ調査されたものを参考に平成 25 年度審議会でも検討していきたいとのことであった。

介護予防に力を入れるということであるが、第 2 次予防事業費が減額の理由はとの問いに、生活機能評価委託基準の見直しによる減額であり、事業は昨年と同様であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第 26 号 平成 25 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

町外の人への販売促進に対する広報はどうしているかとの問いに、今年度販売基数は現在 5 基で、そのうち町外は 1 基である。町内の人を含め新聞折り込み等を行い広く販売促進に努めたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第 27 号 平成 25 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

歳入で、滞納繰り越し分が 1,057 万 3,000 円計上されているが、滞納額の何割を徴収する考えかとの問いに、滞納合計 1 億 6,680 万円の 5%分と徴収努力分約 220 万円を加えた額を予定している。

一般会計繰入金に関して、逆に何年度から一般会計に繰り出しできるのか

との問いに、平成27年度からを予定しているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第28号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

財産売払収入500万円が計上されているが、売却は何か所で、払い下げの方法はとの問いに、今年度は6カ所の予定をしている。5カ所は隣接の払い下げで1カ所は公募の予定であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第29号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計予算。

受益者分担金65万6,000円計上の内訳は、また、今後の分担金の件数はとの問いに、平成24年度新規賦課4件と3年分割納付の今年度賦課6件である。新たに農地転用されたり、自己地にますを設置されれば分担金が発生するとのことであった。

受益者分担金には地域格差があるが、その是正策はとの問いに、平成25年度から設置される方については減免措置はないので地域格差はなくなるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第30号 平成25年度甲良町水道事業会計予算。

雑収益で工業用水採水料240万円の計上は、定額か計量による算定かとの問いに、毎月初日の朝7時に検針を行っており、1立米当たり8円の算定基準とのことであった。

過年度の繰り越し分の計上はとの問いに、使用料を含めた過年度の繰り越し分は予算に計上しない。決算時の損益計算書に計上するとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第31号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算。

直売所運営費の中で食糧費という項目の計上はふさわしいのかとの問いに、物を買って支払いすることから食料品を購入する考え方で計上したとのことであった。

民営化をするためにはしっかりとした組織の設立が大切だが、今後どのような組織でやっていくのかとの問いに、まず、生産者組合の意見を聞きながら、民営化に向け今後組織をどのようにするか、十分議論をしながら方向を見出していきたいとのことであった。

地元の農産物を安定的に出荷するには、現状の生産者数でやれるのかとの問いに、産業課の新しい補助金制度についても生産者に十分説明し、役員会で議論を進めながら生産者数の増に取り組みたいとのことであった。

委託販売収入6,000万円の計上の根拠はとの問いに、平成24年度売

り上げ実績見込み約4,000万円の50%増しを目標に計上したとのことであった。

オープンが間近に来ているが、町内にはチラシの配布はあるが町外に知らせる方法はその問いに、チラシを3万部作成し、町内には全戸配布を行い、湖東圏域を中心に2万4,000部の新聞折り込みを予定している。また、関係市町の観光協会にも配布し、町ホームページ等にも掲載し、せせらぎお里こうらオープンを発信していきたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

以上で報告を終わります。

○**建部議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第22号 平成25年度甲良町一般会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

私は党議員を代表して、本議案に対する考え方のごく基本を以下のように述べ、反対討論としたいと思います。

私たちは、次の基準で25年度予算を検討しました。1つ、個々の施策で町民の暮らしに役立っているものは評価し、さらに充実した内容になるよう、建設的な提案を行う。2つ目に、特定の団体や企業の利益を優先させたものではないかどうか。3つ目に、日本の経済の現状や町民の苦しい暮らしの状況から、いかに町民の暮らしと営業を守る立場を貫いて必要な対策を心がけているか。4つ目に長年続いた同和行政を完全に終結させ、住民の分断と対立を持ち込んでいる地域の枠による減免制度などを、経済的困難を抱えるすべての町民に行き渡るよう転換、拡大しているか、あるいは、その方向に進み出そうとしているかであります。

その結果、個々の施策では、次の主なものを検討しました。

せせらぎ農産物計画出荷協定推進事業補助金の新設は、直売所に出荷しようとする意欲を促すもので賛同できます。しかし、この制度もせせらぎ直売所に出荷するという枠組みだけではなく、出荷先にかかわらず甲良町地域の農業を旺盛にして、町民所得の向上につなげる農業支援施策に発展させる必要があると考えます。

住宅リフォーム補助および太陽光発電施設補助を継続して計上したことは、町内建設業者の仕事おこしと家計への直接支援となり評価し、申請手続等で

漏れのないよう求めるものであります。要望に応じて増額補正で対応されるよう、改めて要請したいと思っております。

一時避難所施設耐震改修補助金は、南海トラフの巨大地震が警告されている今こそ、国・県・町を挙げて最優先で取り組むべきもので、町民の安全を守る重要施策で、耐震改修が指摘されたすべての集落、公民館は早期に実施すべきと考えます。

子育て支援施策では、継続している事業を評価するとともに、専門員の充実と経済的負担の軽減に重点を置いて支援を強化すべきだと思っております。具体的には、中学校卒業までの医療費無料化を通院にも拡大し、当面は小学校卒業までを早期に実施すべきと考えます。また、就学援助制度の適用範囲が政府の生活保護基準の改悪によって狭くなることが予測されますが、町独自でも適用範囲を継続することが必要と考えます。

原発の過酷事故を想定した町総合防災計画の見直しについて、予算委員会で計画に加えた旨の答弁があり、ぜひともこれらは原発からの即時撤退の政治決断を求めることと併せて実施していただきたいと思っております。

次に、学校給食センターを彦根市との定住自立圏構想に伴って合流することにしてはいますが、12月議会で詳しく述べたように、甲良町の子どもたちには利点は乏しく、甲良中の隣にある給食センターを廃止してまで4,500食の大規模化に加入する必要はなく、直ちに撤退すべきと考えます。

住基ネットの加入も、来年度予算を含め今までの投入額は約8,000万円となります。ところが、利用カードの発行者は87人です。費用対効果どころか無用の長物への支出を見直すことを改めて提起したいと思っております。

新たな出会い事業を人口減少対策として取り組むとありますが、若者定着の条件整備を抜きにしては効果が薄いと思っております。住居の確保や中学校までの医療費無料化など、子育ての経済的負担の軽減などの条件整備こそが必要であります。

予算決算常任委員会の審議で一部触れられました防災センターの計画とも関連する町公民館駐車場整備については、事業概要で述べられている内容の範囲で考えた場合、駐車場が満杯で来庁者に不便をかけていることが常態化しているわけではありません。しかも駐車場敷地内に防災センターを建設する計画が現に存在しています。防災センター建設の是非について、計画の全容を明らかにした上で町民的論議が必要なものであり、駐車場スペースの拡大とは質が異なり、この事業は防災計画を明らかにした上で予算の措置を判断すべきものだと考えます。

予算概要では、生活力の弱い人が安心して暮らせるまちづくりを推進すると銘打っています。このことを真に実行するというならば、町の権限で設定

できる公的負担の軽減こそを決断する必要があると考えます。具体的には、介護保険料、国民健康保険税などの軽減、補助制度の仕組み、また、水道料金の基本料金の引き下げ、子どもの医療費無料化のさらなる拡大などであり、これらは今回の予算案にあるその他公共事業のうち公民館駐車場整備や町道金屋池寺線改良事業を延期してでも町民の暮らし、子育てに充て、農業生産を元気にする必要があるのではないかと考えます。

全体として町民が強く求めている暮らしと営業の応援、県下一平均寿命の短い町からの脱却を目指した町を挙げての健康増進の総合的推進、そのための人的配置が重要だと考えます。

同和対策事業の一環で行われている固定資産税の一律3割軽減を適用地域から経済的能力に切り替えるべきだと考えます。この点では1986年12月に出された政府の地域改善対策協議会の意見具申を我が町の教訓にする必要を改めて感じます。

最後に、私は予算審議を通じて、困難を克服する力、ピンチをチャンスに変える力は何かと考えます。甲良町行政と町民をめぐる状況は、消費税増税計画、TPP交渉参加、この2つだけに限定しても先行きの困難が予想できます。そのようなときに道の駅のスタートが予定されていますが、さまざまな困難を抱えながらの発車となります。この状況を克服する力は町民の中にあると私は信じます。その力を公平に引き出すかが町の姿勢にかかっていると思います。

甲良町民は、協力し合う力を持っています。上からの押しつけだけではなく、みずからの願いや道理に一致したとき、すばらしい力が発揮されると信じています。町民が協力し合う力、それはお互いの違いを認め合い、尊重することから始まります。長年の同和対策事業優先によって、甲良町政や住民間で間違ったことでも間違いだと口に出して言えないタブーがつくられてまいりました。甲良町の進むべき道や必要な事業などについて論議することが抑えられてきたのではないかと考えています。しかし、このタブーは徐々に破られつつあり、必ずや町民は克服する力を持っていると信じています。

私たちは、不正をなくし、誰もが安心して住み続けられる甲良町を目指して、また、施策の充実を求めて町民の皆さんとともに歩むことを討論に当たって表明します。

なお、特別会計については、それぞれの事業の特質に沿って、一般会計に対する態度を基本に独自の問題、課題がある場合、つけ加えて私たちの考えを表明したいと思います。

以上です。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

一般会計予算に関しまして、賛成討論をしたいと思います。

財務体質改善という目標でもって6.9%減という予算を組まれたんだと思うんですが、補正予算を含めての考えにもなるんですけど、アベノミクス効果というのが本町としては挑戦が何とも少なかったのではないかなという感じを持っております。15カ月予算で消化すればよかったのと違うかなという思いもあります。今後は十分内部で検討され、国・県に要望されることを要求し、賛成討論としたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 国保会計の特別会計については、現在でも払いたくても払えない町民の現状に寄り添う必要があります。具体的には、1つに、資格証を原則発行しないという方針を確立すべきだと思います。2つ目に、法に定める減免制度を周知徹底すること。そして、3つ目には、軽減策を図る必要があります。累積する滞納額に対する改善の方向はそういう町民に温かい状況を示すことそのものが協力を得られる、そして、少しずつでも払える方向に向くということではないかと思い、反対討論をいたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この特別会計は、後期高齢者の医療制度、75歳を境目に保険料も、そして、受ける医療の内容も変更を迫られる中身であります。以前から差別医療だと指摘をされ、つくった当時の厚生大臣もそのことをうば捨て山と表現をしたぐらいのものであります。この基本はいささかも変わっておらず、一日も早くこの後期高齢者の医療制度そのものをもとに戻して、誰もが安心して医療にかかれる、こういう方向が必要です。とりわけ75歳以上となりますと、お医者さんにかかる、病気になる率がうんと増えてくる年代であります。そういう人たちを別の保険制度に囲うこと自体が、この保険制度の料金がどんどん引き上がっていく中身にもなります。一日も早くこの制度から脱却する必要を求めたいと思います。

以上で討論を終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○建部議長 次に、議案第25号 平成25年度甲良町介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この特別会計についても、保険料の軽減、これは今年度、24年度の4月から大幅に引き上がりました。これに対する町民の悲鳴に似た引き上げが本当につらいという声が非常に聞こえてまいります。そういう意味で

も、法によって介護保険事業の中で保険料を引き下げることができないという答弁でありましたが、それに見合う軽減策を何らか工夫をして町民への便宜を図る必要を提起したいと思います。そして、利用料についても全国自治体、さまざまな財政規模がありますが、少しずつ、少しずつ工夫をして、利用料の軽減策も出している自治体も少なくはありません。甲良町も人権を掲げる町であるならば、このところにスポットを当てて対策を打つことを求めて反対討論にします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席を願います。

起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 賛成討論を行います。

もともとこの事業を始めたきっかけは、地域の住民の方の要望の強いことに応じてなりました。高い山の上での設置という点で大きな問題がありました。また、借入金の償還をこの賃貸料等で賄うという方向で進みましたが、借入金の償還も終了し、徐々にではありますが、一般会計への繰り戻しが一つずつ実行されていきます。大変長い期間かかるようではありますが、墓地の永代使用のいろんな工夫をすれば乗り越えられる数字だというように思いまして賛成討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業も、同和対策事業の非常に大事な柱として本町が取り組んできました。それであれがあるほど、終わりよければすべてよしとなるためには、滞納に対する原因にあった策が必要だと考えます。厳しく取り立てるというだけでは解決できず、条件変更など、柔軟な対応をすることが必要ですし、町民との合意、つまり一般会計からの繰り入れで一般会計の事業そのものを圧迫をしています。そういう点からも、財政面からも町民の合意を得る丁寧な対応が私は求められますし、その同和対策事業によって自立を促進してきた中身を本当に活かす。そして、終わりよければすべてよしとなるように事業の運営を求めて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業も同和対策事業の大事な中心柱の1つとして町が取り組んでこられました。しかし、残地が大量に発生した原因の核心部に対する総括がないと私は思っています。払い下げ処分の方針を確立をして、公平な後始末に進むことを求めたいと思います。それでこそ重要な事業として進めてきたこの中身が、町民的な合意と納得を得て終了ができる。そして、この終了した後には一般会計にも貢献ができる売却の利益が生まれてまいります。これも大事な町民の方の財源であります。そういう方向をぜひとも進めてもらいたく考えまして、この会計の中身については反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。

この朝、追加議案が出ていますので、休憩はその整理のため10時30分までといたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第29号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この特別会計の事業については、地域によって6万円と16万円の差があり不公平感は根強いものを私感じます。25年度からは、この減免を減免制度がなくなりますが、今までの総括を行いその不公平感に答える対応をぜひとも求めたいと思います。反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成25年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 以前からいろいろとうわさをされていた盗水問題が、いよいよ発覚をし、昨年1月、町長が告訴に踏み切りました。その後、損害金と過料の請求をしたことを私は高く評価をしています。盗水という町民の中にあるもやもや感を払拭するため、他の案件についても、この盗水の疑惑があるかどうか。そして、その調査の上で、甲良町には盗水問題はきっぱりと解決しましたと町長はじめ町の幹部の皆さんが胸を張って言える、こういう状況をぜひつくっていただきたい。毅然とした対応を引き続き求めて、要請をしまして賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、党所属議員を代表して討論を行います。

反対する中心的な理由は1つであります。一般会計からの繰り出し額が、借入金の性格ではないことにあります。多くの町民は甲良町での道の駅事業にさまざまな不安を抱いていると思います。本格オープンを前にした現在、厳しく、困難になった原因の中心問題を改めてしっかりと確認することが大事だと思います。生産体制の整備や経営、事業主体の確立が見通しがないにもかかわらず、土地を購入し、建設を進めた山崎前町長の町政運営にあると私は考えます。その山崎町長と歩調を合わせてきた議員は、まず、反省することから出発すべきだと考えます。

このような経過をたどった事業だからこそ、これから何倍もの努力が必要です。お客さんを相手にした商取引を中心とした事業であることを肝に銘じて、丁寧な住民合意を図る行政運営がことのほか重要であることを強調しておきたいと思います。

町の直営では運転資金が必要であることは理解できます。しかし、当初予定していたJA東びわこ農協と町商工会が経営に参画しませんでした。この2団体が甲良町の道の駅直売所事業が成功するとは考えておらず、共同経営の呼びかけに乗らなかったものだと私は見ています。これも住民合意が整っていない反映の1つだと考えます。

操出金を借入金にすべきだとするもう一つの理由は、この特別会計が国保会計や下水道会計などとは異なり、収益を伴う商取引、経済活動にかかわる事業会計だからであります。もちろん農業振興、地域おこしをも目的にしていることは理解しています。ふるさと交流村構想のときから投入された税金は総額で4億6,000万を超えます。これ以上の税金投入は町民が納得しないと考えます。

今回計上されている約2,000万円の事務所費と直売所のパート賃金860万円の固定経費、合計2,900万円を賄うことができる売り上げ総額は、概算して1億9,400万円が必要となる勘定です。これは行政の長が片手間で達成できる目標ではなく、この額を達成するには並大抵ではなく、行政機構の一部とは質的に異なった経営体の必要性が売り上げ達成面からも浮き彫りになってくると思います。

私たちは、賛同することについては協力を惜しみませんが、今後も間違いについては厳しく批判し、建設的方向を提案していく考えであります。駅長人事の早期決定と出資団体、個人の募集を改めて要請して反対討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○**濱野議員** 4番 濱野でございます。

私は、賛成討論をいたしたいというふうに思います。

私も今ほど西澤議員が述べられたようなこと、かなり以前から心配をしていた議員の1人でございます。先般の委員会でいろいろと私も質問をさせていただきました。本当は、当初は計画では民営化をするというようなことで進んでいたのがなかなかすぐには難しいというようなことで、今年の9月に少し方向転換をなされました。その辺、大変残念だと思います。しかしながら、このような形で進んでいると、間もなくオープンであると。最大限1年間をめどに民営化を図るというようなことで委員会の方でもお答えをいただきました。そういうことも兼ねまして、本当に失敗は許されません。1年間、大変長いようで短うございます。しっかりと経営体制をつくり上げて、26年には民営化を図っていただくというようなことで返事をいただきましたので、ぜひすばらしい道の駅になりますように私は念願をいたしております。

それと、1点、建物のちょっといろいろとふぐあいの点も心配をいたしておりますが、先般、茶木準備室長と現地に行って、6議員でいろいろと説明を伺いました。悪いところは悪いで直していきたいというようなことでお話も聞きましたので、本当にそのような形で、前向きな姿勢で、まだまだ前途多難だと思いますが、行政の方も、議会の方も、町民も、本当に一体になっていい道の駅にするんだというような熱い思いで今後すばらしい道の駅になりますように念願を申し上げまして、賛成討論といたしたいと思えます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいまお配りをいたしました追加日程を議題といたします。

まず、追加日程第1 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第1号 年金2.5%削減中止を求める意見書(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年3月21日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 丸山光雄議員。

賛成者 同じく西澤議員でございます。

○建部議長 本意見書については、丸山光雄議員から提出されておりますので、丸山光雄議員から提案説明を求めます。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 意見書1号、案文を読み上げて提案にかえます。

年金2.5%削減中止を求める意見書(案)。

今年の10月から3年間で年金を2.5%切り下げる法律が昨年11月国会解散直前のどさくさに紛れて、十分な審議もなく国民が不安を抱く中で成

立しました。高齢者の42%、女性は65%が年収100万円未満です。医療、介護保険料や税金は上がり続け、消費税も8%、さらに10%へと上げられようとしているときに年金を減らせば深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を一層圧迫することは明らかです。

年金は本町の高齢住民に直接給付される収入で、その削減は消費を冷え込ませ、地域経済に大きな影響を及ぼし、不況を一層深刻にし、日本の経済に負の影響を与えることが危惧されます。まして安倍晋三内閣は、今長引くデフレからの脱却を掲げ、経済成長施策を打ち出している最中にあり、国民所得の減少はその経済成長施策にも逆行します。さらに3年間で2.5%も切り下げた上に、その翌年からはデフレでのマクロ経済スライドという制度で毎年0.9%以上、短くても10年先まで年金を下げ続けることが計画されています。このような年金制度の改悪を実施すれば、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度そのものに対する信頼はさらに低下することは懸念されます。

このような事態をふまえて、高齢者の暮らしの安定と地域経済を守るためにも下記の事項を要請します。

記。

1、計画している年金2.5%削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年3月21日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 建部孝夫様。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

議員の皆さんのご賛同をぜひともお願い申し上げまして、終わります。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

私からも皆さんにぜひお願いをして賛成討論としたいと思います。

この3月議会の開会の折、また、議案配布の折に、陳情書が配られたと思います。高齢者の組織である年金者組合からの提起でありました。これに私たちが応えて、今回、意見書として求めさせていただきました。そのチラシを見ますと、今、丸山光雄議員から提案がありました中身に触れていますよう

に、消費税の増税計画が8%、それから10%へと計画されています。そして、年金は2.5%も切り下げて、その翌年からはマクロ経済下でのスライド制、これが実施をされます。それが0.9%、つまり1%近くの金額が引き下げられます。ある試算では、年金を受け取る方が年額10万円も引き下がる方もございます。

こういう点では、地域経済に与える影響、本人の生活はもちろんでありますが、地域経済に与える影響は非常に大きいわけです。甲良町の人口、65歳以上の方が37%になったと報告がありましたが、その方々が受け取る年金が減れば、消費はうんと落ち込んでくる。そして、甲良町での、建設業者が中心と言われていますが、家の改修や側溝、また、塀の改修など、雨漏れの改修など、そういう費用にも制限が加えられる。控えてしまう。消費が控えられてしまうという点もあります。

確かに甲良町の人口、8,000足らずの人口のまちで、この意見書の提出がされても何の痛くもかゆくもない、動きもないように思われるかもしれませんが、しかし、全国各地に自治体がこの声を合わせて年金の制度を切り下げることをやめよということを町民の代表たる議会でぜひとも決議を上げていただきたいと私は思っています。ぜひともご賛同、私の方からもよろしく願いして賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第1号は否決されました。

次に、追加日程第2 発議第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田議員の除斥を求めます。

(10番 山田議員 退場)

○建部議長 議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第2号 山田壽一議員に対する辞職勧告決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により、提出します。

平成25年3月21日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 藤堂一彦議員。

賛成者 同じく木村議員、同じく西澤議員、同じく阪東議員、同じく丸山光雄議員。

以上でございます。

○建部議長 本発議については、藤堂議員から提出されておりますので、藤堂議員に提案説明を求めます。

藤堂議員。

○藤堂議員 それでは、提出者が私になっておりますので、私の方から説明をさせていただきます。

山田壽一議員に対する辞職勧告決議（案）です。

本町の議会議員が町の上水道を盗んでいたことに対する町民の怒りは予想以上に強いものがある。その声の一部を紹介すれば、「甲良町だけでなく県外にも恥をさらした」、または「議員の盗水が許されるなら、わしら水道代、払わへんで」などである。同時に、議会そのものの信頼を大きく傷つけている。「議会は何をしているんや。泥棒にも給料を渡しているのか。町の財産を盗んだ者に議員を続けさせておくのか」など、議会全体と個人の、個々の議会議員の責任を厳しく問う声が多数あります。平成23年12月8日、山田壽一議員宅に対する上水道管の掘削調査で、浄水器の手前より宅内に引き込む盗水用のパイプ管が接続されている状態で発見された。翌年1月17日、北川町長が町上水道の盗水罪容疑で告発、告訴した。昨年7月、彦根警察署より書類送検され、現在大津地方検察庁彦根支部が捜査を進めている。一方、町は不正な手段で免れた水道料金相当額の損害金（山田壽一議員に名義が異動された平成12年8月4日から町の調査によって盗水の事実が発見された平成23年11月14日までの約11年間）および行政罰である過料を、法と条例に基づき山田壽一議員に請求したことを明らかにした。

上記の事実から明らかなように、山田壽一議員は、事もあるうに町民の財産を長年にわたり盗み取り、負担の公平を乱暴に踏みにじる恥ずべきことをしたのである。その上、町の水道水を盗みながら議員報酬を平然と受け取っていたことは容認することはできない。そして、甲良町の名誉と町民の信頼を深く傷つけてしまったのである。係る不正行為は、町民を代表し、全体の奉仕者である議会議員がもともととしてはならないものであり、断じて許すことができない。よって、山田壽一議員は即刻甲良町議会議員を辞職することを勧告する。

以上、決議する。

平成25年3月21日。

甲良町議会。

以上であります。

○建部議長 藤堂議員の提案説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 提出者の藤堂議員に何点か質問したいと思います。9番 金澤です。

まず1点目ですね。盗水自体は、私は大変悪いことだと思っていますので、その点、誤解ないように。山田議員は、一昨年12月議会前に議員辞職しました、この盗水問題で。しかし、また同じことがここでまたぶり返されて辞職勧告が出ています。それで、私が藤堂議員に聞きたいのは、山田議員は議会で宮寄議員から同意書を、議員全員が同意書を提出したらどうかという案が出されまして、それで山田議員は同意書を出しています。このことは、本人が盗水の自覚があるのならば、当然そのときに同意書を出したら自分のところの家屋が盗水の掘削調査をされることはわかっているはずですね、これは。今、甲良町の条例にもありますけど、本人の同意がなかったら掘削はできないということになっていますね。それをあえてなぜ山田議員が認めたかと。ということは、自分は盗水しているというあれがないから認めたのであって、私がもし立場が逆だったら、私は認めてませんよ。この点に対しては、あなたは同意ということはどういうふうに思っていますか。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 今の金澤議員に対する明解な回答ではないかもわかりませんが、こういうことを申し上げたい。

23年12月13日の新聞、これは山田議員が彦根市役所で記者会見を開いた日。明るる日ですね。その中に、当選した当時、親から盗水しているということを、バイパス管をつないでいるということを知った。けども、私は議会議員としての肩書きがあるので、それを取り除いたということは、もう盗水をやってへんのやと言いながら、それを言いながら、同じ日に不正取水がわからなんだらよかった。本人がそういうことを言ったという新聞が載っております。これはもともとから本人が取水をしていることを知りながら何もしなかった。それは頭から、初めから盗む行為をやったというふうに私は解釈いたしておりますので、それは幾ら、誰がどう言おうと盗んだことには間違いはない。本人もそう言うていますので、そういうことを思いますので、これはけしからん話やなど。町民皆そう思ってますよ。もう金払わへんど。水道料金、払わへんど。さっきも言いましたけども。

以上であります。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 今の答弁では、ちょっと納得がいかないんですけど、私は同意についてですね、経過を聞いているんじゃないしに同意について聞いているんであって、この本人が同意したということは私なりに解釈したら、盗水の、自分はそういうあれはなかったと、そういう思いでここで同意したと私は思うんですよ。あのとき私も同意しませんでした。宮寄議員が官製談合の問題で、疑惑問題で、自分を省みず、ここで自分の意見として議員の盗水の同意書を提出したらどうかということ、私たちは宮寄議員に辞職勧告を出しました。議員としてあるまじき行為をした議員が発言したことに、私は議員として認めないから同意書を提出しませんでした。彼がやめた後、同意書を提出しましたけど。同意書というのはどういう意味かということを知っているんですね。なぜそういう同意書に同意して掘削に応じたのか。その辺を知りたいんです。今の藤堂議員の回答にはその辺がなかったと思いますけど、どうですか。

○建部議長 藤堂議員。金澤議員の質問の中身は、ご理解はいただいていますか。じゃ、再答弁を。

（「議長、賛同者でもいいんですか」の声あり）

○建部議長 結構です。どうぞ、木村議員。

○木村議員 お答えさせていただきます。私なりの見解でございしますが。

何年前になるのかは、ちょっとわからないんですが、いわゆる前回、あるいは前々回、山田議員が補選で当選されたころの話だったかもしれません。そのときに、不正取水問題でそのころの議会でもそういうような話が出たんだと思います。そのときに、山田壽一議員のところをやっとったらしいと。不正取水をやっとったらしい。せやけど、直さはったという話を聞いているというようなことを、僕、お聞きしたことがあります。そのときに、そういうようなことやったら、悪いことをやってたんやけど、改心して直さはったんやというふうに私はその言葉を信じておりました。

ところが、同意書が、今話に出ている同意書が出されたということで、発覚したわけですけど、結局、直ってなかったと。山田壽一議員がわかって、そのバイパス管をつぶしたというようなことを言っておられたのを覚えてますけど、そういうような状況で、万が一忘れてはっても、これはあかんことはあかんわけです。だから、そういう意味で同意書が云々というよりも、知らなかったというふうに思えることもあろうかと思いますが、知らなかったでは済まされないと思います。答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 この質問は、藤堂議員も木村議員も私の答えには全然なっていないので、その点はもう結構です。幾ら説明を求めても多分無理だと思いますので。

もう1点は、やはりこういう議員辞職勧告を一昨年、一度辞職勧告を出されて、そして、自分でみずから身を引いてやめて、そして、昨年1月に改選でまた町民の支持を得て再選されました。このことに対して一応1つのけじめはついていると思うんですね。あとは行政と過料金の問題で払うというような、そういう問題に多分なってくると思います。それで、もう1点言いたいのは、これから言うのは、丸山光雄議員が、丸山プロパンさんがまだ甲良町に25件ぐらいあるという不正盗水をしている人が。そのことをやはりこれからやっていかなければならない。それは、その丸山プロパンという人は山田壽一議員のお父さんに頼まれたか、自分が持ちかけたか、その辺は私もまだわかりませんが、いずれにしても、お父さんと丸山プロパンさんの会話の中からこういう話ができたと。ということは、その丸山プロパンさんがこれからそういうことを、まだ25者あるということは全町調査をしてやっていく必要があると思いますけれども、この問題はこの問題で、行政が警察の方が調査をしている問題であって、ここでこんな議員辞職勧告という問題じゃないと私は思うんです。それよりやはりこういうことをするのは大きな観点、視点のもとで、全町調査という方向に持っていくような勧告案を出すのなら私も賛成しますけど。これで終わります。

○建部議長 ほかに質疑。

西澤議員。

○西澤議員 答弁が不十分なことに対して、私の回答、よろしいでしょうか。

○建部議長 それは、本人がその質疑は取り下げましたので、今さら答弁する必要はないと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようでしたら、質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 ちょっといろんな討論で、まずは反対討論から聞くのがルールであるというふうには思うんですが、ちょっと私の意見を述べさせていただいて、後で反対討論が多々あるかと思うので、ちょっとそのこともふまえて先に討論させていただきたいという意味で最初にやらせていただきます。

まず改めて、この決議文を出すことになったということは非常に残念でな

りません。過去の何回かございましたけど、私も出されましたけど、辞職勧告とはちょっと異質のものだと思っております、今回の辞職勧告は。それで、あと反対討論があろうかと思うんですが、こじつけで言われるような反対討論は、私は聞きたくないです。先ほども提出者の藤堂議員からもありましたけど、本人が認めているわけです。ちょっと聞くところによりますと、一部、いわゆるお金を入れておられるというようなことを聞いております。それは認めておられるから入れられたんだと思いますので、何を話されてもオオカミの遠ぼえにならないような反対討論を願えればと思います。

ちょっと昔に戻りまして、私、山田議員とのつきあいのことをちょっとお話したいと思っております。彦根の青年会議所というところに、彼氏とはあまり一緒に活動はできなかつたんですけど、そことは別に甲良町の商工会の青年部、もちろん甲良町の商工会でもう二十数年つき合ってもらっております。だから、彼の性格というのは、私なりに感じております。以前、濱野議員からうそつきよばわりされたことがございましたけど、山田議員はその話は認めてくださいました。答弁してくれはりました。話をしましたなというような答弁をされました。それほど山田議員は丸い人間であるというふうに思いますし、大多数の人が多分山田議員は丸い人間だというふうに思っておられるように思います。

それから、一昨年選挙、おととしの12月ごろ、いわゆる山田議員の支持者だと思っております、に、壽一君、何かちょっと問題が出たけど、1回、今回は見送って、いわゆるみそぎ、けじめをつけて、簡単に言うと、町会議員やったら4年後になるわけですけど、その間に今回の、今年の町長選もあるということで、そういうようなところにチャレンジしていただきたいと。やっぱりせめて1年はみそぎをしてもらいたいというふうに思っております。

それから、過料の部分で前回も出ていましたけど、私の判断でございます。なぜ5倍の過料になったかという判断をちょっと私なりの見解を話したいと思っております。普通一般町民が不正取水をやっていたということがわかったら、多分金額によると思うんですが、いわゆるウン万、ウン十万ぐらいやったら2倍やろうと。でも、金額が多かったら、やっぱり3倍に行かなあかんのちゃうかというふうに思います。そこで、山田氏は議員でございます。だから、町会議員やったら4倍は普通やろうと。当然やろうと思っております。ましてや議長をしていただきました。議長をやってももらったときは、それはほんまにすばらしいなと思っていたものでございます。そういう意味で、やはり議長経験者ということでマックスの5倍というふうになったんだらうというふうに思います。みそぎ、けじめは済んでいないという一般常識のもと、せめて1年はあけていただきたいと。先ほども申しましたけど、というふうに思い

ます。

それから、ある集まりがあつて、息子さんのことをちょっとお話しするんですが、長男さんですね。息子さんがある集まりで、この事件発覚以降、その息子さんのことを、「おい、盗水。おい、盗水」というようなことを言っておつたと。もちろん冗談のつもりでその人は言っておられたんだと思うんですが、でも、私も寿也君、私ごとですが、私の娘とお連れでございまして、もう20年になりますかね、前から知ってて、あまり交流というのはないんですけど、ゴルフ関係の交流があるだけですけど、ほんまにいつもにこにこと、彼氏がいつ怒るんかいなというような人物だというふうに思っております。そのときの「おい、盗水。おい、盗水」と言われたときの息子さんの心情を察すると、非常につらいものがあります。

それからまた、そのことから飛躍して、壽一議員のお孫さんのことを心配いたします。まだまだ将来があるお孫さんが、今昨今、はやりと言うたら語弊がありますが、いじめ問題なんかに発展するようなことになれば、これは一大事だというふうに思いますので、そのことも考えていただきたいというふうに思います。

山田議員の今後の政治生命等々のことをかんがみて、やはり1回リセットしていただきたいというふうに思います。これは本人だけの問題ではないと思います。

以前、私が当時の宮寄議員の擁護をしているというふうに言われておりました。それについての辞職勧告も出されましたですけど、そんなつもりはございませんでした。

○**建部議長** 木村議員。討論をまとめてください。

○**木村議員** はい。済みません。最後です。

今回、山田議員を擁護しておられる議員さんは、このことの、この問題が起こったときに、おい、1回ちょっと反省してみたらどうやとか、そういうようなアドバイスをされたのかどうか。それはしておられなんならば、ぜひしていただきたいというふうに思います。

最後です。反対討論されない議員、あるいは、判断できない議員は退席を望みたいと思います。

以上でございます。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 辞職勧告に賛成いたします。

先ほど質問のときに金澤議員が、丸山光雄議員が丸山プロパンと言ったと言っていますが、私は丸山プロパンとは言っていません。業者と名乗って

いろいろな質問をしています。

それから、山田壽一議員は、やっぱり盗水に関しては一部お金を払っているということを聞きました。ということは、明らかな実証、証拠だと思います。それで賛成といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

今ほどいろいろと賛成議員さんの討論を聞かせていただきました。いろいろと私的な見解から述べられている点が多々あろうかなというふうに私は思っております。私は別に山田議員を擁護することでもございませぬし、当然この盗水の問題が発覚をしたときに私にも相談が、私は受けました。そうしたときに、これは、壽一君、だめやと。1回議員をやめざるを得んやろうと。彼は何人かの議員に相談をして、それじゃ、やめると。迷惑をかけたというようなことでいさぎよくと申しましょるか、当然責任もございます。みずから辞職をさせてくださいというようなことで議会に辞職願を出されたことを思い出しております。

しかしながら、告発というような形になりまして、いまだまだ結果はすべて出てございませぬが、司法の場でいろいろとお調べをさせていただいているものだというふうに、それにしてもは大変長きにわたって調べておられるんだなど。普通何か物を盗んだとか、明らかになったらすぐこんな結果が出るはずだと思うんですね、私。詳しいことはよくわからないんですけども、なぜそれが1年以上たってもまだ何の結論も出てこないというのが、ちょっと私も不自然さを思っているわけでございます。いずれにしても司法の方で今お調べをさせていただいているというようなことで、間もなく結果が出るだろうというようなことで、いろいろと彼が盗んだとか、誰がしたとか、それぞれの見解で物事をしゃべると、本当に話がややこしくなり、その結果が出るまでもう少し冷静に見守っていったらどうかなというふうに私は思っております。

本当に彼も大変つらい立場だというふうには思います。彼が水を盗んだ。実際わかりませぬが、お父さんとのお話も若干させていただきましたが、わしがしたんや、すまんこっちゃったと。けど、一軒家の出来事やから、壽一も責任をとってやめよったんやし、いろいろと支持者にも相談をしたら、それはそれと。いったんみそぎもしたというようなことで、改めて町のために頑張ってくれというようなことで選挙にまた改めて出るわというようなことを支援者の方から言われたというようなことで私もそのようにお聞きをいたしております。

そういった形で、本当にはっきりとした結果がまだまだ出ないという部分で、大変つらい立場なんでしょうけども、いったん本当に彼は、何を言うたって悪いことは悪いんやから、議員たる者を辞するというようなことで、改めて選挙にも出たと。町民の審判を受けて、また当選をして、今議会活動をやられているというようにございまして、本当に何度も何度もこのような形で彼をやめさせること自体が本当に適正なことなのかなというふうには私は思っております。

本当に司法の場ではっきりと審判を下されて、また、あとは行政の方でどのような形で水道料の過料等々を含めてその辺を話をさせていただいて、悪いものは悪い、払うものは払うというようにしてしっかりと解決をつけていただいて、ほかにも何かくすんだ問題があるようございまして、そういった問題も皆さんとしっかりと払拭をすることによって明らかになるんじゃないかなというふうには私は思っておりますので、もう少ししっかりと審判が下るまで、このような辞職勧告を出されることに対しまして、私は反対という立場をとらせていただきまして反対討論とさせていただきます。

○**建部議長** ほかに討論は。

西川議員。

○**西川議員** 3番 西川です。

反対討論をさせていただきます。

私も盗水自身は悪いこと、してはならないことというのは十分承知しているわけです。山田議員が盗んだことも悪いという形で、一昨年にも辞職勧告議案が可決してあるわけですね。それで、本人自身、みずから先に辞職していたと思うんですが、そのような形で、自分としては責任を一応おとりになっているというふうには私は理解しましたが、あの当時は。

それと、先ほどから出ている同意書の問題に関して、本人が承知していたらそんなものは出すわけないだろうというふうには私自身は思っております。昔にやめたとかいう話があるとかどうのこうのと聞くわけですけど、本人はとまっていたんだろうという理解をしていた。だから、同意書にサインをしたんだというふうに思いますけど、それが現実はまだつながっていたというように、それは反省されたというふうには理解をしていますし、料金につきましても幾らかが支払われているようなことも聞いておりますが、その辺が明らかになっていけませんので、どういうふうになっていくのかというのは今後の問題だと思えますし、また、町が告発して司法の場で現在審理されているわけですね。その辺が結審するまで時間がかかるのかどうかという問題もわかりませんが、やはりもうしばらく、今しばらく様子を見守るべきではないかなと。やはりこれで当然悪い結果が出れば、本人も当然身を処すと

思いますので、その辺のところはその時点でまた考えればいいことではないかなということで反対討論としたいと思います。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 西川議員も、それから濱野議員も、ごちゃごちゃといろいろ言われましたが、目の前にいる犯人、盗水をしたという事実を目を背ける態度でありますし、言動だというように私は思います。議員の盗水をきちっと議会在がけじめをつけるかどうかという問題であります。刑事責任は別の角度で捜査機関が捜査をしているという問題であります。

それから、金澤議員をはじめ、山田議員の細工ではないと思っている方もおられると思いますが、その回答は、盗水バイパス管の構造を見ればすぐに理解できると思います。私と丸山議員が掘削調査に立ち会いました。これは職員が11月の調査でかなりの妨害があった。つまり言動による妨害でしたけども、そういうことが二度と起こらないように、そして、公正に調査が進むようにということで私は遠巻きに見ていました。掘削が進むにつれて盗水バイパス管があらわれてきました。そして、盗水バイパス管の構造をよく写真で見ていただきたいと思います。メーターの前からバイパス管を立ち上げて、家の中に入れる前にドライバーで回すバルブがあります。そのバルブの上には大きな石が置かれていました。11月の調査のときには、調査官が来て、町の職員が来て栓を閉める。そして、家の中の栓を全部あけたところが、30分ほど流れたと。その間に山田壽一議員が不審な行動をされた。つまり、そのバルブを閉めたかどうかは確認していません。しかし、いざのとき、つまり町内、警察の、司法で調査があった場合にそういう盗水をしていたことが家庭内でわからない仕組みをちゃんとバイパス管の中に設置をしています。

ですから、金澤議員の質問に答えることはできませんでしたが、本人がどう思っているのかということは代弁できません。しかし、その構造の中から、同意書を提出したということは、調査に来たらそのバルブを閉めればいいんだという安心感が働いたと私は見えています。そういう点では、全くの確信犯であります。確かに山田議員が、刑は確定したわけではありません。起訴されたわけでもない段階です。しかし、町の財産を盗んだという不正行為は、先ほども言いましたが、たまたまとか、出来心などでは決してありません。盗水バイパス管をつなぎ、長年にわたり水を盗んだ、正真正銘の確信犯であります。設置工事を手伝ったと言われる業者もそのことを訴えて町に申し出ています。そういう点では、その上、新聞報道では容疑を認めています。これは7月書類送検された後、全部の記事が本人が容疑を認めているという報道になっています。これは本人に裏づけ、アポをとった結果というように思

います。損害金の一部も払ったように聞いていますし、既に疑いの段階ではありません。このような犯罪行為は、議会議員と一切相いれないもので、議員の身分に居座っていること自体が、私は不思議でならないのです。

もう一つ、賛成する理由で述べたいのは、確かに盗水が発覚してから辞任をし、昨年1月の選挙で再選されてみそぎを受けたと本人は考えておられるかもしれませんが、今、濱野議員からも、西川議員からも、みそぎを受けたという言葉が出ました。しかし、辞任の記者会見で、父がやった責任をとるとの理由を述べて逃れようとしてしました。しかし、昨年1月の選挙は、山田議員の窃盗容疑ではないとの見方が生まれる余地はありましたが、昨年7月の彦根警察署が、山田壽一議員の窃盗容疑として立件をし、書類送検したのであります。

さらにもう一つは、山田議員だけではないとの意見がありますが、そのとおりだと私も思います。あとの町民もやっているのではないかとの理由で山田議員の責任が薄まるわけではさらさらありません。議員だからこそ率先をして責任を負わねばならないと確信しているものです。よって、1月の選挙でみそぎを受けたことには全くならず、刑事責任はもちろんのこと、道義的にも政治的にも責任が免罪されたわけではないことを私は強調したいと思い、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号 山田壽一議員に対する辞職勧告決議(案)に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

賛成、反対、同数であります。

この場合、議長が採決をすることになっております。

私は、賛成をいたします。なぜなら、議員という立場で町の財産、水道水を盗むという行為は、これは許されるものではありません。町民にみそぎを受けた、一昨年のときにそう言っていますが、これは事実じゃない。親の責任を私がとってやめるんやと。親の責任じゃないんです。本人、山田壽一議員自身はその盗水にかかわっていた事実ははっきりしているんです。そのことはもう警察でも、また本人自身も認めていることであります。でありますから、議員、議長までした者が盗水をして、そして、今まだここに居座って

いる。そういう事態は非常に恥ずべき行動、態度だと思います。私も世間、いろんなところから、甲良町はおかしなところやな。いろいろな批判も受けてきました。やはりこの際、潔く、速やかに辞職をすべきだと思います。

よって、ただいまの山田壽一議員辞職勧告決議は、可決されました。

(10番 山田壽一議員 入場)

○建部議長 山田壽一議員にご報告申し上げます。

ただいまの決議案、可否同数でありましたが、議長裁決でもって可決をされました。

私からもお勧めをいたします。潔く、速やかに、議員辞職をされることをお勧めします。

次に、日程第25 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第121条の規定によりましてお手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第26 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきましたとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 3月の定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

3月6日開会の平成25年度の一般会計ならびに9特別会計の予算をご審議いただき非常に長い会期の議会も、本日賛成多数で議員の皆さんのご理解をいただいて、すべての議案がご承認いただきました。大変ありがとうございました。

委員会の中でもいろいろとご質問、あるいはご意見もちょうだいを行いました。25年度の一般会計、特別会計は、滋賀県では一番、13市6町の中で予算が縮小された形で計上をさせていただきました。が、しかし、その中には教育や保健福祉、あるいは子育て、あるいは農業振興、子育て支援、いろいろな部分でしっかりと予算を組ませていただいて、25年度スタートさせていただくということでご理解もいただいたのかなというように思います。今後はこうした厳しい財政の中で1年間をしっかりとその予算を執行させていただくための職員総力を挙げて頑張らさせていただく、そういう決意でございます。したがって、議員の皆さんからも都度都度、建設的なご意見もちょうだいしたいというように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ3月23日が、道の駅せせらぎの里こうらオープンを迎えることになりました。いろいろ思い返しますと、平成19年12月に前町長が用地取得をされたというような話が、平成20年になってから議員の中で話が聞こえてきました。そして、既にふるさと交流村構想は当時20年からこの24年度末、5カ年で事業を実施するという計画がされておりました。近畿農政局やいろんな関係団体の方にも説明をされ、補助申請もされたというようなことでもございました。私も皆さんも同様に議員をしておりました。その中で、非常に厳しい財政状況、しかも滋賀県には既に道の駅は15カ所あるというようなことで、なかなか道の駅の運営は厳しいなというようなことも考えて、私なりに議員の立場として地権者の協力をいただいたということに対して、本来は議会が先に用地買収については説明をいただき承認をするのが順序であるが、今の建部議長の提案により、追認議決というようなことで地権者のための議決も後でしたというような経緯もございました。

以降、計画が発表され、1万6,000平米の用地に対して7億4,000万の総事業費をかけてやるというような発表でもございました。しかし、甲良町では特産品が何もない。そんな中で大々的に事業を進めるということは、これは至難のわざではないかというようなこともあり、私はもう少し先に先送りをして、その間にしっかりと地盤を築き、特産品を開発し進めてはどうかというような意見も出ささせていただいたが、なかなか受け入れられることがなく、私は平成21年の9月議会の中で、事業規模縮小という思いで選挙に出させていただき、そのことが町民の皆さんにご支持をいただいて当選をさせていただき、平成21年11月10日から現在、甲良町長として頑張らさせていただいている。そういう経緯があります。

その中で、私は公約ではっきりと申し上げました。事業規模は縮小するというのを念頭に挙げた中で、今日まで担当課が一生懸命頑張りながら事業

を進めてまいりました。結果、皆さんご承知のとおりに交流館、あるいは現在の仮オープンの直売所、そういう施設整備以外はすべて中止をいたしました。おかげで直売所の組合員の皆さん、一生懸命頑張っていた、そのことによって何とかにごはちに運営を進めていくことができたのではないかと。そういう思いもいたしております。

一番大事なのは、23日、ロケットスタートとはいきませんが、順調なスタートが切れるように我々も一生懸命頑張らせていただきますが、議員の皆さんにも、意見は意見、それは大変結構です。が、しかし、行政と議会、一丸となってこの事業を成功さすんやというような気持ちでご協力をいただきたいというような思いをしております。

実は愛荘町が新年度予算で約1億6,500万、スマートインターの入口に、直売所を含めいろんな施設を建てるということで予算計上をしております。このことは至近距離の中での我々にとっても大変な脅威でもあります。したがって、今後はかなり厳しい競争が余儀なくされるのかなというような思いもしております。

先ほど濱野議員が賛成討論の中で、1年で民営化を確約するということを言われましたが、私は1年で民営化確約するということは一言も言っていません。担当者は1年で民営化できるように努力をするというように私は理解をしておりますし、私もそのように、できるように精いっぱい努力をしていきたい、そういう思いは持っております。

したがって、これからはいろんな関係団体の人とも協力をいただける、そういういろんな説明もさせていただいて、甲良町の事業の中で負担にならないように最大限の努力をするということもお約束をさせていただいて頑張っていきたい、このように思っております。

どうぞ議員の皆さんにも、先ほども申し上げましたようにいろんな形でご協力もいただき、あるいは、交流館にも時々足を運んでいただいて、顔が見えて一般の人と議員が交流もできる、そういう環境をつくっていただけたら大変ありがたいなど。そのことによって少しずつ成功への道につながるのではないかと。そういう思いもしておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、23日10時のオープニングにもご出席を賜りますことも併せてお願い申し上げます、閉会にあたりましてのあいさつとします。ありがとうございました。

○**建部議長** これをもって、平成25年3月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 西 川 誠 一